雇用契約書兼労働条件通知書（有期雇用者用）

|  |
| --- |
|  ●年●月●日氏名 　　　　　 殿事業場名称　 株式会社●●事業場所在地 東京都●●区●●11-1 代表者名 　　代表取締役　●●　●●　 ㊞ |
| 契約期間 | １．期間の定め有り（ 年　月　　日　～　　　年　　月　　日）（★２回目以降の更新の場合）雇い入れ日：年月日　契約更新の回数：〇回目２．更新上限の有無（無・有　（更新　回まで/通算契約期間　　年まで））３．【★労働契約法に定める通算契約期間が５年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり） ）（★第二種認定を取得されている会社様のみ）有期雇用特別措置法による特例の適用：有（定年後引き続いて雇用されている期間は、無期転換申込権の発生無） |
| 雇用形態 | 　契約社員★アルバイト |
| 就業の場所 | （雇い入れ直後）　本社オフィス　（変更の範囲）会社の定める場所 |
| 従事すべき業務の内容 | （雇い入れ直後）営業補助★事務補助　（変更の範囲）会社の定める業務 |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項 | １　始業：（９時００分）　～　終業：（１８時００分）上記時間の間で実労働●時間とする。　※詳細はシフトによる。２　休憩時間：１時間　※1日の労働時間が6時間未満の場合休憩なし３　労働日：原則として週●日　※詳細はシフトによる。４　所定時間外労働の有無：（　有、　無　）５　休日労働の有無：（　有、　無　） |
| 休日 | 労働日以外を所定休日とする。 |
| 休暇 | １　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合　１０日★労働基準法により比例付与の対象とし、６か月継続勤務した場合●日を付与する。継続勤務6か月以内の年次有給休暇（　無　）２　その他特別休暇等 |
| 賃　　　金 | １　基本給：月給制・時給制（　　　　　　　　　円）２　諸手当：通勤手当※1か月分の定期代を実費支給。(上限30,000円)３　時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率　　イ　法定時間超　月60時間以内（１２５）％、　　　　　　　　　　月60時間超（１５０）％、所定時間超（１００）％、ロ　法定休日（１３５）％、所定休日（１００％）※所定休日のうち週40時間を超えた部分の取扱いは「イ 法定時間超」に準ずる。　　ハ　深夜：（２５）％加算４　賃金締切日：毎月末日、　賃金支払日：翌月25日５　賃金改定：有（人事考課によって現状維持や降給もありうる）★　無６　賞与：業績によって支給する場合がある★無 |
| 退職に関する事項 | １　自己都合退職の手続き：　退職する30日以上前に届け出ること２　退職金：無３　解雇の事由及び手続き：就業規則第●条による。 |
| 更新の有無 | １　契約の更新の有無：　イ　更新する場合がありえる　ロ　更新しない２　契約の更新は、次のいずれかにより判断する。・契約期間満了時の業務量　・従事している業務の進捗状況・本人の能力、業務成績、勤務態度・会社の経営状況　・会社の人員配置３　★就業規則第●条に定めているとおり、当社では有期雇用者の更新年数の上限は原則として5年としています。そのため5年を超えての契約更新は行いません。 |
| 加入保険 | １　社会保険の加入状況（厚生年金、健康保険）★無２　雇用保険の適用：　有　★　無 |
| その他 | １　雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口相談担当者（担当部署：管理担当部署　　役職：　　　　　　　）相談窓口の連絡先：２　教育訓練：有　受講できる教育訓練（　　　　　　　　　　）・無３　福利厚生施設：有　利用できる福利厚生施設（　　　　　　）・無４　正社員転換推進措置については下記のいずれかの措置を講ずる。□通常の労働者を募集する場合、その募集内容をすでに雇っているパートタイム・有期雇用労働者に周知する。□通常の労働者のポストを社内公募する場合、すでに雇っているパートタイム・有期雇用労働者にも応募する機会を与える。□パートタイム・有期雇用労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設ける。□その他通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずる。※当社では同一労働同一賃金の概念に照らし、不合理な待遇差別は禁止しております。なお、賃金については職務の内容、経験、世間相場、社会情勢に照らし決定しております。 |

本雇用契約書兼労働条件通知書について内容を理解し、上記について承諾いたしました。

　　年　　月　　日

労働者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞